

検討課題	現状	改革の方向	具体的な改革のイメージ	制度の根拠法令等
産学官連携による地域における人材空洞化の流れの転換	首都圏等で学んだ学生が出身地域にあまりUターンしない。また、地域の大学で学んだ学生が首都圏を含めた他地域に多く流出する。	地域で育成された優位な人材が、地域に残るような環境を整備する。そのためには、地域で活躍できる場を多く創出する。	○地域の企業と大学が協働して教育プログラムを作成し、地域に密着した優位な人材を育成する。 ○大学発ベンチャーを大学を含め地域で支援し、大学卒業者等が就職する魅力ある企業とする。 ○講義・実習、インターンシップ、就職説明会等を利用することで大学と地元企業との接点を増やし、地元で就職する者を増やす。	
イノベーション創出のための地域の大学の機能強化	地域のイノベーションの創出に当たっては、地域の大学が果たす役割が大きい、その潜在的な能力を十分に発揮できていない。	「地域の知の拠点」として、地域の大学の産学連携機能の抜本的強化・拡充を行う。	○知の創出を担う研究拠点としての役割を果たす中で、地域産業の課題解決に資する研究活動を推進する。 ○我が国の産業競争力や学術の振興を担う研究者、技術者等の育成を行うが、地域ニーズに対応した人材の育成も強く意識する。(地域と協働した教育プログラム、長期インターンシップ、等) ○研究成果の普及・活用の促進を図るため、産学官連携をさらに推進する。(相互理解、大学内のマネジメント強化(学内の連携、事務手続き等)、先端的な研究施設の共同利用、地元の中小企業との連携、大学と企業との間の人材流動化の促進、等) ○国立大学等に対する地方公共団体の寄附金の支出の取扱いを弾力化する。 ○国立大学等による大学発ベンチャー等に対する出資を可能とするとともに、低利融資等を行う金融機関に対する技術支援を行う。 ○起業を促す観点から、企業経営を学ぶ機会(アントレプレナー教育)の充実を図る。 ○大学OB人材等を活用した、大学発ベンチャーの経営面でのアドバイスを受ける仕組みを作る。 ○大学発ベンチャーにポスドク等が就職するように促す。 ○他大学との連携を図り、自らの強みや地域の持つ特性を活かしつつ、足りない部分を相互に補完する。 ○産学官連携による成功事例を広報する。	◎地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の運用(平成19年12月28日の通知で、人材育成を目的とした寄附も対象となることが明確化されるなど弾力化が図られた。土地・建物の無償譲渡等、今後も検討がなされる予定。) ◎国立大学法人法第22条第1項第6号、第29条第1項第5号、国立大学法人施行令第3条
研究成果の事業化支援	試作品の開発を越えた事業化支援が不十分なために、地域における、持続的なイノベーション創出に至らないケースが多い。	「知」の価値を「市場」の価値に変えるための、事業化支援を拡充する。	○事業化のための多様な支援制度等を充実させる。(国、自治体、政府系機関) ○取引先企業の技術情報、資金提供機能、企業の経営についての助言を行う機能を有する金融機関の活用を図る。 ○地域クラスターのさらなる発展を図る。(ネットワークの強化や拡大、等) ◎ベンチャー企業に対する支援の拡充を図る。(国立大学等による大学発ベンチャーへの出資、公的機関による調達情報の一元化、ベンチャー企業についての信頼ある情報の発信、エンジェル税制の拡充、等)	◎エンジェル税制(平成20年度税制改正では、ベンチャーへの投資額を所得控除できる制度の導入を目指している。)
		優れた「目利き」による的確なコーディネートにより、シーズ創出から実用化までのシームレスな支援を行う。	○コーディネーターの質的な向上を図る。(優秀な人材を獲得、人材の育成、等) ○コーディネーターの活動がビジネスとして確立することを目指す。 ○産学連携、知財、中小企業の経営等の様々な分野のコーディネーターやアドバイザーが存在しているが、それらコーディネーターが相互に連携し、橋渡し機能において相乗効果が生み出されるようにする。	

		グローバルに展開する企業と、地域のベンチャー企業や中小企業との協業等により、国内外へ事業展開するための仕組みを強化する。	○知財、ビジネスモデル、地域固有資源の活用等による他者との差別化を図る。 ○グローバルなネットワークを形成する。(ITの活用等) ○大企業と中小企業等との連携を促す。(出会いの場の拡大、等) ○地域が主体となって、地元で生まれた特色ある新商品をまとめた形で大都市圏において宣伝、販売する。	
持続的なイノベーション創出を可能とする地域マネジメントの確立	地域において持続的なイノベーションを可能とするようなマネジメントが確立されていない。	地域主導でPDCAサイクルを回すことにより、地域マネジメントを確立するようにする。	○地域が自らの手で、地域イノベーションの構想を立てる。また、それを実行できる優れた人材を育てていく。 ○公設試験研究機関が、地域の産学官連携に効果的な役割を果たす。 ○地域科学技術施策の効果やアウトカムを定量的に評価する指標を作成する。(共同研究数、特許化数、大学発ベンチャー数、事業化数、全国(あるいは世界)に知られた新商品・技術等、大学等卒業者の就職者数、産学官のネットワークの質や量、等)	
地域主体の地域科学技術施策への転換	各府省がそれぞれの政策目標のために、連携を十分にとることなく、個別の施策を実施している。	各府省の支援策を大括り化し、地域から見て、府省の枠を意識せずに、いわばワンストップ的に活用できるような支援の仕組みを作る。	○各府省ごとに、あるいは府省間で類似施策を整理統合する。 ○申請様式、申請先、申請時期などをできるだけ統一する。 ○各府省の枠を超えた支援制度とする。(国は支援策のメニューを提供し地域が選択できる仕組み、クラスターの連携枠の拡大、農商工連携、等) ○施策についての情報を一括して管理し、提供するようにする。(WEB上、冊子、等)	
科学技術により活性化を図る地域を支援するための制度改革	地域による産業活性化策の効果として、地方税収が増えた場合に、地方交付税交付金の一部が減額される。	地域における産業活性化に積極的に取り組み、その効果が出た場合には、地方交付税交付金において、その努力が報われるようにする。	◎普通交付税の額は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額として算定される。また、基準財政収入額については、標準的な税収入の75%を算入している(残り25%を留保財源率と称している。)。この留保財源率の引き上げを行うことについて検討すべきである。	◎地方交付税法第14条
	地域発の新技术・製品が、国の規制によって普及しない。	地域発の新技术・製品が普及するように、国の規制を緩和する。あるいは、「特区」制度を活用する。	◎医薬品や医療機器の開発・実用化において必要となる薬事法に基づく承認審査が、承認審査体制が必ずしも審査需要に応じたものとなっていないことから、結果として、承認審査の遅延、ひいては新しい医薬品や医療機器の国民へのアクセスの遅れを招いている。審査体制の抜本的拡充を行うべきである。 ○特許審査について、順番を待つ期間が長いことが指摘されており、迅速かつ的確な審査の実現に向けた取組を進めるべきである。 ○その他の規制についても、地域の要望を踏まえて検討を行うべきである。また、「特区」制度の活用について検討を行うべきである。(ロボットは人でも車両でもなく、道交法の対象外であったため、公道における試験が不可だったが、福岡市と北九州市で2004年にロボットの実証実験を行うことのできる特別区域が認可され、区域内では、ロボットを歩道や商店街等で通行させることが可能となった。2006年1月からロボット特区は全国展開されている。)	◎簡素的効率的な政府の実現するための行政改革の推進に関する法律第53条(5年で人件費5%削減) 他
	ベンチャー企業故に、官公需を含め初期需要が確保できず、結果的に事業化が進まない。	公的機関が率先して新技术・新製品を導入し、導入実績を作ることによる初期需要の創出と技術の普及を促進する。	◎地方公共団体は、ベンチャー企業等の新商品を随意契約できるので、その普及を図る。(先駆的な試みとして、平成15年に佐賀県が「トライアル受注事業」を開始した。これは、ベンチャー企業等が開発した新製品等を県庁等で試験的に発注や購入し、その有用性を評価する事業。平成19年には、「トライアル受注全国ネットワーク」が発足。) ○ベンチャー企業がその制度を知らないことも多いので、広報を積極的に行う。 ○国立大学をはじめ、その他の公的機関においても、率先して購入等を行う。	◎地方自治法施行令第167条の2